



# 資料編



## 資料編

## 1 上尾市障害者支援計画策定委員会設置要綱

平成29年3月28日市長決裁

(設置)

第1条 本市における障害者支援計画の策定に関し、必要な事項を調査検討するため、上尾市障害者支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者支援計画」とは、次に掲げる3つの計画を総称したものをいう。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）附則第10条の規定により同法の施行前においても作成することができることとされた改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 障害者福祉の事業に従事する者及び障害者団体の代表者 10人以内
- (3) 障害者福祉に関する関係機関の職員 9人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までの期間とする。

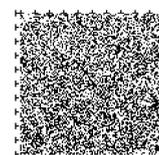
2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(謝金)

第8条 市は、委員（第3条第2項第3号に掲げる委員のうち市長が認める委員を除く。）に対し、委員会の会議に出席した日数に応じて、予算の範囲内で謝金を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

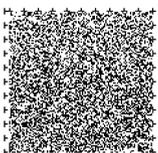
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

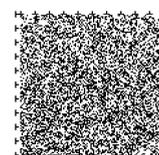
(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。



## 2 上尾市障害者支援計画策定委員会委員名簿

No	氏名	所属	備考
1	相川 章子	聖学院大学 人間福祉学部	委員長
2	荒川 伊津美	社会福祉法人 あらぐさ福祉会	
3	柴田 典慶	社会福祉法人 上尾あゆみ会	副委員長
4	木全 美幸	社会福祉法人 あげお福祉会	
5	山口 達子	特定非営利活動法人 ピュア・スマイル	
6	大野 奈美	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	
7	土井 孝次	特定非営利活動法人 上尾市身体障害者福祉会	
8	井上 禮子	上尾市手をつなぐ親の会	
9	新久 光三	上尾市聴覚障害者協会	
10	久保田 孝子	障害者（児）の生活と権利を守る上尾市民の会	
11	佐藤 順恒	上尾市医師会	
12	細野 宏道	上尾商工会議所	
13	西谷 武	上平地区民生委員・児童委員協議会	
14	福島 京子	上尾市ボランティア連絡会	
15	神田 順一	上尾市社会福祉協議会	
16	柳澤 秀明	埼玉県鴻巣保健所	
17	渡辺 紀子	大宮公共職業安定所	
18	石川 雅章	上尾特別支援学校	



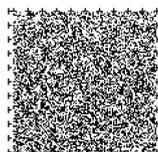
### 3 上尾市障害者支援計画策定経過の概要

#### (1) 上尾市障害者支援計画策定委員会（全4回）

回	開催日時・場所	議 題
第1回	平成29年 6月 8日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上尾市の障害者手帳所持者数の概況について</li> <li>○次期上尾市障害者支援計画について</li> <li>○策定スケジュールについて</li> <li>○アンケートの実施について</li> <li>○事業所・団体アンケート／ヒアリングの実施について</li> </ul>
第2回	平成29年10月30日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者福祉に関するアンケート結果について</li> <li>○事業所・団体等ヒアリング結果について</li> <li>○次期上尾市障害者支援計画骨子案について</li> <li>○次期上尾市障害者支援計画素案について</li> </ul>
第3回	平成29年12月14日（木）	○次期上尾市障害者支援計画案について
第4回	平成30年 2月20日（火）	○次期上尾市障害者支援計画最終案について

#### (2) 上尾市障害者支援計画に係る事業所・団体アンケート／ヒアリング

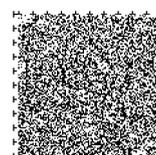
回	ヒアリング開催日	事業所・団体名
第1回	平成29年 7月11日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハッピースマイル</li> <li>○児童デイサービス あげは</li> <li>○上尾市手をつなぐ親の会</li> </ul>
第2回	平成29年 7月13日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県盲人協会上尾支部</li> <li>○彩光会（地域活動支援センターあけぼの）</li> </ul>
第3回	平成29年 7月18日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上尾市聴覚障害者協会</li> <li>○上尾市手話通訳問題研究会</li> <li>○「パーソナルアシスタント・サービスのつく」の必要性を伝える会</li> <li>○よもぎの会</li> <li>○あげお福祉会（上尾市障害者就労支援センター）</li> <li>○支援センター会議（市内障害者地域生活支援センター及び上尾市障害者就労支援センターで開催している会議）</li> </ul>

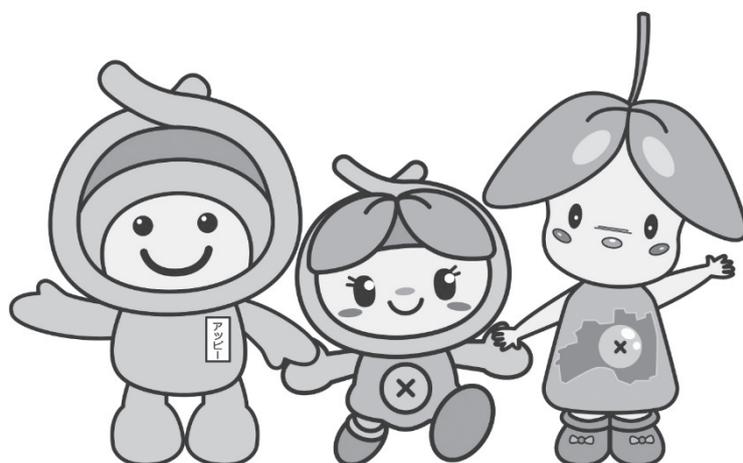


第4回	平成29年 7月20日(木)	○上尾市・伊奈町地域自立支援協議会各部会 (くらす部会・まもる部会・はたらく部会・こども部会)
第5回	平成29年 7月27日(木)	○とまとの会 ○グローブ ○あらぐさ福祉会 ○すみれ福祉会
第6回	平成29年 8月 1日(火)	○ピュア・スマイル ○埼玉県社会福祉事業団 ○上尾市社会福祉協議会(かしの木園)
第7回	平成29年 8月 4日(金)	○上尾市身体障害者福祉会
第8回	平成29年 8月10日(木)	○パーソナルアシスタント・サービスのつく ○あげお福祉会 ○障害者(児)の生活と権利を守る上尾市民の会 ○上尾あゆみ会

### (3) 上尾市障害者支援計画に関するパブリックコメント

実施期間	内容
平成29年12月20日 ～ 平成30年 1月19日	上尾市市民コメント制度要綱によるパブリックコメントを募集 応募2人





## 上尾市障害者支援計画

(第2期上尾市障害者計画・第5期上尾市障害福祉計画  
第1期上尾市障害児福祉計画)

発行：上尾市

編集：上尾市健康福祉部障害福祉課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話番号 048-775-5122

F A X 048-776-8872

メール s175000@city.ageo.lg.jp

